

川越市市有施設に設置する自動販売機の仕様について

1 設置機器について

(1)機種

防犯カメラ付き自動販売機（品目：清涼飲料水）※カメラ内蔵型に限る

①カメラ画素数

概ね 130 万画素以上のもの

②レンズ画角

概ね垂直及び水平 90°、対角 90° 以上の画角があるもの

(2)大きさ

公募要項に記載の貸付面積（目安）の範囲内、高さおおよそ 2000 mm以内

2 外観等

(1)外観色等

外観色は、設置場所が公共施設であることに配慮した色調を原則とするが、詳細については、設置施設所管課と協議し、承認を得ること。

(2)音声等

商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。

3 環境対策

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 149 条の規定に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成 19 年 11 月 26 日経済産業省告示第 289 号）」において示された基準を満たしていること。

4 安全対策

(1)転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）、「自動販売機据付基準」（（一社）全国清涼飲料連合会、（一社）日本自動販売協会、（一社）日本自動販売システム機械工業会、日本自動販売機保安整備協）等に準拠して適切な措置を講ずるものとする。

(2)食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生労働省告示第 370 号）、「自販機自主ガイドライン」（清涼飲料自販機協議会）等に準拠して、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならな

い。

(3)防犯

偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、「自販機堅牢化技術基準」((一社)日本自動販売システム機械工業会)等に準拠して、犯罪防止に努めるものとする。

5 使用済容器の回収

(1)回収ボックスの設置

各自動販売機において販売する容器の種類(缶、ペットボトル等)ごとに分別ができる回収ボックスを原則として、自動販売機横に設置する。ただし、詳細は設置者となった者と設置場所所管課が協議して決定する。

(2)回収ボックスの規格

ア 素材 プラスチック製又は金属製

イ 容量等 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済容器があふれたり、周囲に散乱したりしない十分な収用容積とする。

また、飲料等の内容物が漏れ出さない構造とする。

(3)使用済み容器の回収・処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)など、関係法令に基づいて適切に処理するものとする。